

茨城県立真壁高等学校生徒の「被害のおそれ」に対する  
早期対応について【指針】（平成27年6月30日）

1 日常の対応

- (1) 連続して欠席していながら連絡の取れない生徒や、学校外の集団と関わりを持つ生徒については、被害に遭うおそれ（以下、「被害のおそれ」という。）がある。これら「被害のおそれ」のある生徒に対する早期対応を円滑に進めるため、日頃から教職員間で情報の共有に努めるなど組織的な対応をとるとともに、学校外の関係機関等との連携を適宜図る。
- (2) 生徒に対しては、校内で速やかに相談できるよう、日頃から教職員と生徒間の信頼関係の構築に努める。また、自身や友人が「被害のおそれ」がある場合には、教職員をはじめとする身近な人に相談するよう生徒に周知する。
- (3) 生徒に関する情報収集を円滑に進めるため、日頃から保護者や地域住民との連携、協働体制、及び生徒が学校外でも相談しやすい状況の構築に努める。
- (4) 警察署との連携については、「児童生徒の健全育成に関する警察と学校との連絡制度」を活用し、日頃から情報交換に努めるとともに、事件性が疑われる場合には、相談・通告など早急な対応を図る。

2 連続欠席等により「被害のおそれ」が生じた時の早期対応及び報告

- (1) 病気やけがなどの正当な事由なく生徒が連続して3日以上欠席している場合、担任、学年主任、養護教諭及び生徒指導担当教員等（以下「担任等」という。）が、校長等に報告する。
- (2) 正当な事由なく7日以上連続して欠席し、生徒本人の状況が確認できていない場合、学校は県教育委員会へ生徒の事故として報告する。
- (3) 担任等は、上記（1）（2）のいずれの場合も、生徒本人と会い状況を確認することを原則とし、状況に応じて関係機関等との連携により生徒の所在確認を行う。
- (4) 日数に関係なく、事件性が疑われる場合は直ちに警察に通報し、児童虐待が疑われる場合は直ちに市町村や児童相談所等に通告する。また速やかに県教育委員会へも報告する。
- (5) 出席していても、学校外の集団（成人を構成員とするものも含む。）との関わりの中で、生徒に危険が及ぶおそれがある場合は、警察へ通報するとともに県教育委員会に報告する。

3 速やかな支援体制の構築

「被害のおそれ」のある生徒については、県教育委員会への報告とともに、速やかに当該生徒に対する支援体制を構築する。その際、「所在不明の場合」、「家庭の協力が得

にくく連絡が取れない場合」、「学校外の集団との関わりがある場合」、「欠席が続く場合」と状況に応じた支援体制を構築し、適切な対応をとる。

① 所在不明の場合

生徒本人と連絡が取れない時は、学校、家庭、他の生徒、地域住民などからの情報収集に努める。また、必要に応じて児童福祉等の関係部門や警察等の関係機関と連携して所在を確認していく。生徒の所在が確認できたら家庭に戻るよう働きかける。

② 家庭の協力が得にくく連絡が取れない場合

生徒が「被害のおそれ」の状況にあることを保護者に説明し、その状況を取り除くために学校と家庭の連携が不可欠であることを理解してもらえるよう、十分に話し合う。保護者の理解が得られたら、直ちに学校と家庭との連絡体制を構築する。

その際、県や市町村の福祉部局や児童相談所等の関係機関からの情報収集に努め、必要な場合は生徒本人や保護者を含めた家庭に対する支援体制の構築を図る。

その上で、生徒本人と連絡が取れない時は、上記①と同様の対応をとる。

また、上記①、②の場合において、生徒本人の所在が確認できても、学校外の集団との関わりの中で「被害のおそれ」が残る場合は、下記の③の対応に移行する。

③ 学校外の集団との関わりがある場合

生徒のおかれている状況を把握するために、幅広く情報の収集に努めるとともに、警察や少年サポートセンター、スクールサポーター等と連携し、不良交友関係の解消等に向けた対策を進める。

なお、対策を進めるにあたっては、「被害のおそれ」を取り除くために、警察等の関係機関との緊密な連携に努める。

また、「被害のおそれ」が解消された後も、関係機関との連携を継続する。

④ 欠席が続く場合

完全に自室に閉じこもり家族も十分に状況を把握できない、自傷行為等の危険性があることに加え、欠席が続いているなど、「被害のおそれ」がある場合には、管理職の指揮の下、教職員は組織的な対応をする。

その際、スクールカウンセラー等とも連携し、生徒の安全を確認しながら状況に応じた支援を実施する。また、民間機関、福祉、医療の関係機関などとも連携しながら、組織的、計画的な支援を推進するとともに、必要に応じて、他の生徒や保護者等からの情報収集に努める。